

障害のある学生への 支援・配慮事例 【発達障害】

平成 27 年 4 月

事例の紹介にあたって

大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において各校の状況に応じた具体的取組の検討をする際の参考資料として、障害学生支援の一助となれば幸いです。

1. 趣旨・背景

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しています。一方、平成26年2月17日には障害者権利条約が我が国において発効し、平成28年4月には障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行される予定で、国公立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となります。本機構では、こうした動向を踏まえ、障害のある学生からの支援の申し出に対して、適切な対応を行なうために参考となる取組事例の収集を目的とする調査を実施しました。

今般御紹介する事例は、各大学等において実際に学生に配慮を行なった事例です。これらはそのまますべての大学等における「合理的配慮」となる性格のものではありませんが、大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において、各校の状況に応じた具体的取組を検討する際の参考資料として提供するものです。

2. 紹介事例について

ご提供いただいた事例のうち、発達障害35例を紹介しています。

1) 紹介事例の選択方法

支援・配慮は、各大学等の状況により異なります。さまざまな状況における支援・配慮のあり方を示すため、紹介事例は以下の考え方で選択しました。

- ・ 支援の申し出から、学生本人と大学との協議、提供された支援のプロセスや申し出に対応できなかったときの理由などがよくわかるもの。
- ・ 限られた資源や制約の中で工夫されたもの（支援内容が重複する場合は、記述内容の詳細なものを選択する）。
- ・ 提供校の以下の要素に、できるだけバリエーションをもたせる。

設置形態（国公立）、学校種（大学、短期大学、高等専門学校）、
学校規模（在籍学生数）、支援体制（委員会や支援担当部署の状況）等

2) 閲覧にあたっての注意事項

ここで紹介する事例は、推奨される事例や最低限ここまでは実施しておくべき事例といったものではなく、個々の大学等において実践された多様な取組例の一部です。各大学等においては、各校の状況を踏まえた合理的配慮を検討する際の参考資料の一つとしてご活用いただければ幸いです。

なお、障害学生の個人情報保護に配慮し、各事例における個別情報（学校名、機関名、障害学生の個人情報等）は、紹介していません。学校や地域が特定できるような部署、学部学科、組織の名称等の固有名詞は、一般的な用語や表現に置き換えて紹介していますのでご了承ください。

3) 参照すべき資料

大学等における合理的配慮の基本的な考え方については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」の「9. 関連資料」をご参照ください。また、合理的配慮を含む障害者差別解消法の基本的な考え方については、内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）をご覧ください。また合理的配慮を各組織の状況に合わせて行なうべきことや、配慮要望・申請に対する対応手順や過度な負担の考え方などについては、厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」（労働政策審議会障害者雇用分科会）を参照することもできます。

○内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

○厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047446.html>

4) 事例の見方

事例紹介ページは、障害種別の詳細区分（LD、ADHD、高機能自閉症等）ごとにページが分かれています。

- ・各ページの事例は、学校規模（全体の学生数）の大きい順に並んでいます。
- ・各ページには、以下の場面ごとの索引があります。
 - 入学者選抜等（受験上の配慮を含む）
 - 授業、試験、移動、施設改修等
 - 進級、卒業、就職、学外実習等
 - 学生相談、カウンセリング等
 - 学外生活（通学・入寮等）
- ・索引見出しには、学校規模と設置形態（国公立）及び支援内容のわかるキーワードがついています。
- ・事例紹介ページは、「学校基本情報」「(1) 支援の申し出」「(2) 対応について」「(3) 学生の反応、感想等」のブロックから構成されています。事例閲覧者は、これらの情報と自校の状況を比較することにより、自校における支援・配慮のあり方を検討することができます。

学校基本情報…「平成26年度（2014年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の回答によるものです。紹介事例は、平成26年度に実施され

たものとは限らないため、事例実施時と支援環境等に相違がある場合があります。支援・配慮を行なった学校の基本的な情報や、支援実績、対応組織体制、どのような支援が行なわれているかなど、その学校の基礎的環境整備の状況を概観することができます。なお[～障害学生への実施支援]欄に書かれている支援内容は、その障害種別の学生に対してその大学等が全般的にどのような支援を提供していたか（平成 26 年度）であり、事例の学生に対して提供された支援内容ではありません。

- (1) 支援の申し出…支援を申し出た学生の基本情報（申し出のあった障害種別、学部学科、学年）などです。申し出者は本人であることも、本人以外、あるいは両者であることもあります。
- (2) 対応について…[申し出を受けた部署] [対応の手順] [学生との話し合い][支援内容][学内協議参加部署・機関][ニーズへの対応]の各項目が記載されています。申し出に対して各校がどのような対応を行なったかが示されます。大学等の体制整備の一環として対応窓口の設置状況や対応プロセスがわかるとともに、学生等の申し出者との話し合いの内容を知ることができます。各校の状況によって必ずしも学生等からの申し出（ニーズ）に応じることができなかったケースもありますが、その場合は対応できなかった理由などが記載されています。
- (3) 学生の反応、感想等…学生等からの反応や、その後の経緯などのフィードバック情報がある場合に記載されます。

3. 調査の概要

紹介事例の収集にあたっては、全国 416 校の大学等からご提供いただきました。ご協力ありがとうございました。

1. 調査対象

全国の大学、短期大学及び高等専門学校のうち、障害のある学生が在籍している学校（811 校）

※平成 25 年度（2013 年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査による。

2. 調査方法

抽出調査

（配布方法：送付状郵送、調査票ウェブサイト配信 回収方法：電子メール）

3. 調査期間

平成 26 年 7 月 1 日～7 月 31 日

目次

LD

事例 No. 1 発達障害・LD 私立大学(5,000～9,999人) (授業)	-----1
事例 No. 2 発達障害・LD 私立大学(2,000～4,999人) (授業)	-----2
事例 No. 3 発達障害・LD 私立大学(1,000～1,999人) (授業)	-----3
事例 No. 4 発達障害・LD 私立大学(1,000～1,999人) (授業) (相談) (学外)	-----4

ADHD

事例 No. 5 発達障害・ADHD 私立大学(10,000人以上) (進級)	-----5
事例 No. 6 発達障害・ADHD 国立大学(5,000～9,999人) (授業) (進級) (相談)	-----6
事例 No. 7 発達障害・ADHD 国立大学(5,000～9,999人) (進級) (相談)	-----7
事例 No. 8 発達障害・ADHD 私立大学(5,000～9,999人) (進級) (相談)	-----8
事例 No. 9 発達障害・ADHD 国立大学(5,000～9,999人) (授業) (相談)	-----9
事例 No. 10 発達障害・ADHD 国立大学(5,000～9,999人) (進級) (相談)	-----10
事例 No. 11 発達障害・ADHD 国立大学(5,000～9,999人) (授業) (進級) (相談)	-----11
事例 No. 12 発達障害・ADHD 国立大学(2,000～4,999人) (授業) (進級)	-----12
事例 No. 13 発達障害・ADHD 国立高専(1,000～1,999人) (授業) (相談)	-----13
事例 No. 14 発達障害・ADHD 私立大学(1,000～1,999人) (相談)	-----14
事例 No. 15 発達障害・ADHD 私立大学(1,000～1,999人) (授業) (進級) (相談)	-----15
事例 No. 16 発達障害・ADHD 国立高専(1,000～1,999人) (授業)	-----16
事例 No. 17 発達障害・ADHD 国立高専(500～999人) (授業) (相談)	-----17
事例 No. 18 発達障害・ADHD 国立高専(500～999人) (授業) (相談)	-----18
事例 No. 19 発達障害・ADHD 私立短大(1～499人) (授業) (相談)	-----19

高機能自閉症等

事例 No. 20 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(10,000人以上) (入学) (授業)	-----20
事例 No. 21 発達障害・高機能自閉症等 国立大学(10,000人以上) (進級) (相談)	-----22
事例 No. 22 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(10,000人以上) (授業) (進級)	-----23
事例 No. 23 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(5,000～9,999人) (授業) (相談)	-----24
事例 No. 24 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(5,000～9,999人) (授業) (相談)	-----25
事例 No. 25 発達障害・高機能自閉症等 国立大学(5,000～9,999人) (授業) (進級) (相談)	-----26
事例 No. 26 発達障害・高機能自閉症等 国立大学(5,000～9,999人) (授業) (相談)	-----27
事例 No. 27 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(2,000～4,999人) (授業) (相談)	-----28
事例 No. 28 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(2,000～4,999人) (授業) (相談)	-----29
事例 No. 29 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(2,000～4,999人) (入学) (授業) (相談)	-----30

事例 No. 30 発達障害・高機能自閉症等	私立大学(1,000～1,999人)	(授業)(相談)	-----31
事例 No. 31 発達障害・高機能自閉症等	公立大学(1,000～1,999人)	(進級)	-----32
事例 No. 32 発達障害・高機能自閉症等	国立高専(1,000～1,999人)	(授業)(相談)	-----33
事例 No. 33 発達障害・高機能自閉症等	公立大学(500～999人)	(相談)	-----34
事例 No. 34 発達障害・高機能自閉症等	私立短大(1～499人)	(相談)	-----35
事例 No. 35 発達障害・高機能自閉症等	私立短大(1～499人)	(進級)	-----36

索引

場面別索引	-----37
-------	---------

事例No.1

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	1～5人	学生委員会	学生支援課
発達障害学生への実施支援	パソコンの持込使用許可、講義内容録音許可			

(1)支援の申し出

発達障害	LD (診断書有)	政治経済学	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容	当該学生が学生相談室に「学習障害」があり、授業についていくのが困難との相談があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室、校医、学務課、学生支援課の各部署へ相談があった。
対応の手順	学生相談室が中心となって関係者で協議すると共に、校医の判断により専門機関でアセスメントを行なった上で支援内容を決定した。また、支援内容によっては学科長や教養教育の責任教員と事務局で調整を行なった。なお、各授業担当者に対しては学生支援課から支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生、保護者と学生相談室員、学務課員、学生支援課員が面談し、学生側からの支援の要望に対し、事務局で対応できる内容はその場で回答し、教員との調整が必要なものについては後日調整した後に回答した。アセスメント結果を基に支援が合理的であるか否か共通理解を持ちつつ支援内容を決定していくよう心がけた。
支援内容	講義中のタブレット端末の使用許可、講義の録音許可、各教員へのレジュメの提供依頼
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.2

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生生活委員会	学生生活課(保健室・相談室)、学生支援室
発達障害学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	LD (診断書無)	文学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学前に実施している入学準備セミナー当日に、保護者が来られ、当該学生が発達障害(療育手帳所有)であることから、入学後の大学生活や教学面に関しての相談を受けた。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学準備セミナー当日に、保健室で保健担当者が相談を受けた。
対応の手順	把握した情報を所属学部の教職員に報告し、入学前に保護者との面談を設定した。保護者と所属学部の教科課程委員教員、学部職員、学生相談室カウンセラー、保健担当職員、学生生活課職員が会し、3月中旬に入学前面談を実施した。保護者より当該学生の現状を聴取後、教学に関する説明、学生相談室利用案内、保健室利用案内を行なった。
学生との話し合い	保護者から当該学生に対して発達障害であることを告知していないため、話し合いは実施していない。
支援内容	配慮依頼文書については、保護者より現時点では不要との事であった。専任教員には、学部の学科会議の際に報告した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、学生生活課職員、保健担当職員

事例No.3

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、講義内容録音許可、柔軟な出席管理、体調不良時の途中退室、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	LD (診断書有)	臨床心理学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	授業担当者から授業終了後のコメントの書き方について「気づき」があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学務課(学生支援センター)
対応の手順	授業担当者からの「気づき」を基に修学アドバイザー(学生支援センター)が指導教員に状況を確認した。その後、本人との修学面談や保護者との面談、カウンセリング及び心理検査等の結果を踏まえ、支援内容が決定した。修学上の配慮願を作成し、学生支援センター長名で修学支援依頼文書が担当教員に配付された。
学生との話し合い	カウンセリングの結果を踏まえ、修学面談の中で学生の困りごとを確認し、学生に確認した上で配慮願を作成した。
支援内容	修学上の配慮依頼(演習科目について先の見通しを明示してほしい。発表等での質疑応答場面においてサポートしてほしい)。定期的なカウンセリング等。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.4

授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等	学外生活 (通学、入寮等)
----------------	---------------	------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000~1,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生課 医務室
発達障害学生への実施支援	教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	LD (診断書有)	福祉学	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	出身高校の教員から、発達障害の学生が入学するにあたり、生活面を含めての特別な支援を希望するとの申し出があった。特異的識字障害で、ノートが取れない、文章が書けないといった点と生活面では整理整頓ができない、指示がないと動けないという点について支援を求められた。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援受付に高校教員から連絡があった。						
対応の手順	学生支援チームとして学部長、学生課長、教務学事課長、学生相談室カウンセラー、医務室看護師が初めに高校教員から申し送りを受けた。						
学生との話し合い	高校の教員、本人、母親と学生支援チームが面談を行なった。はじめに高校時代に受けていた学習面での支援内容と生活面での支援内容を聞き取り、大学生活で引き続き実施できる支援とできない支援について説明をした。その上で、希望する支援内容を聞き取り、学部教授会等において合理的配慮を決定することになった。						
支援内容	学部では支援者として担任が個別指導にあたることになった。支援内容は、授業内容の確認(復習)、レポートの作成、提出物等の声掛け他である。生活面では学生寮に入居することになったため、学生寮スタッフが個別指導にあたる。						
その他	半期に一度の面談を継続して実施している。						
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員						
ニーズへの対応	できなかった内容	高校時代のクラスメートによる支援のような友人による支援がなかった。					

(3)学生の反応、感想等

<p>1年次終了時に面談を実施し、この1年間について話したところ、成績評価方法がレポート課題による場合はなんとか合格できるが、試験の場合は合格することは困難であると考えており、志望していた保育士資格の取得に対して意欲を失っていた。本人は学生寮での生活が困難であり退寮して一人暮らしをするつもりであったが、結局、2年次前期の学費未納により除籍となった。学費の納入督促に対して、保護者から何も応答がなく、不審に感じたため高等学校の担任へ電話したが、本人及び保護者から具体的な説明はなかった。</p> <p>感想としては、高校まで受けていた支援を大学で実現することは不可能であり「合理的配慮」について双方の意見を調整していきかけたが、本人にその意欲がなく、学生と保護者としては「期待する支援が受けられない」と判断されたように感じている。</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

事例No.5

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への 実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、実技・実習配慮、休憩室の確保、授業の補習、補講、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	語学(フランス語)	4年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	本人並びに保護者から相談。単位不足のため卒業留年を繰り返しており、修学面での支援を希望したいとのこと。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	教学センター職員。その後、障害学生支援室職員に情報共有。
対応の手順	まずは、本人、保護者と面談をし、ニーズの聞き取りを行なった。
学生との話し合い	面談の中で、「気が散りやすく、ノートを取ることが難しい」と本人が困っている点を聞くことができた。障害学生支援室からポイントテイク(要点を整理し、ノートにまとめるサポート)のサポーターの派遣を提案し、サポートの実施に至った。
支援内容	ポイントテイクサポート
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、教学センター

事例No.6

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	理工学	4年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	両親から修学(履修、進路)への不安を相談された。その後、本人との定期面談を開始した。本人からも、同様に履修及び単位修得、進路等の不安等を申し出があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健管理センター
対応の手順	母親、指導教員、保健管理センター、障害学生支援担当部署の四者で面談して正式に医師の診断書を取り、個別支援申請を提出。障害学生支援委員会の協議を経て正式な支援が決定され、修学上の配慮事項を関係教員等に通知した。
学生との話し合い	障害学生支援の専任教員により、履修や就職、試験やレポートへの対応、生活改善、社会的スキルの向上など、定期的に面談を行なっている。
支援内容	障害者手帳の取得、関係者への学生が希望している支援内容の周知、進路指導、定期面談等
学外連携	障害者職業センター・ハローワーク等を予定
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

生活リズムの改善や、授業への出席状況の改善が見られ、就職への意識も高まってきた。
--

事例No.7

		進級、卒業、就職、学 外実習等	学生相談、カウンセリ ング等
--	--	--------------------	-------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への 実施支援	注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	理工学	4年次	男	申し出者	本人
申し出内容	スケジュール管理がうまくいかず就職に向けての時間が確保できない、友人とコミュニケーションがうまく取れずトラブルになりやすい等の相談。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援専任教員
対応の手順	修学支援申請書を大学に提出、障害学生支援委員会の協議を経て正式支援が決定し、専任教員の定期面談を受け始める。
学生との話し合い	専任教員が定期的に面談を行っており、不定期で自主的にメールや、来室相談もある。
支援内容	定期面談において、スケジュール管理の指導、生活リズムの確立の指導、社会的スキル指導、進路指導を行なっている。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

<p>スケジュール帳を作成し、活用できるようになってきた。定期面談により、社会的スキルも向上し、友人関係のトラブルも見られなくなってきた。主体的な就職活動を行なうことができ、地元の一般企業の内定も得ることができた。</p>

事例No.8

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000～9,999人	21人以上	学生委員会、教育委員会	学生相談室、保健室、学生課
発達障害学生への実施支援	教職員・他部署間での情報共有・状況把握、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	獣医学	2年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	母親からの相談。息子に発達障害の診断が出たが、大学を卒業させたいので配慮して欲しい。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	クラス主任					
対応の手順	学科において対応を検討し、関係する教職員に協力を依頼した。					
学生との話し合い	本人及び保証人に対応を説明し、納得した上で承諾を得た。					
支援内容	提出物の遅延に対する配慮。出席不足を補うレポート等の課題対応。履修登録などの事務的手続きの個別指導。カウンセラーによる自己管理・日常生活指導。専用試験問題の作成。					
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員					
ニーズへの対応	できなかった内容	同一学科・同一学年における在学年数の延長。				
	できなかった理由	再留年にならないよう特別試験等格別の配慮を行なったが、本人が試験をどうしても受けず、成績評価することが出来なかったため。在学年数を2年以内とする学則を逸脱した対応をとることが出来なかった。				

事例No.9

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	6～10人	学生支援委員会、教務委員会、大学院教育学研究科委員会、専門委員会、学生委員会	学務課、大学教育センター、各学部学務係
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可、優先的な履修登録			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容	A 授業の遅刻を認めてほしい。 B 授業をビデオに撮らせてほしい。 C ノートテイカーが必要。 D 履修時に関する重要な情報(休講や諸行事など)を提供してほしい。			

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生相談室に発達障害をもっているため上記の対応について要望があった。
対応の手順	学生相談室から学部事務部に相談があり、学部長をはじめ関係委員会委員長、指導教員などの関係者で当該学生の状況を共有し、申し出内容の対応を決めた。
支援内容	上記Aに対して、保健管理センター精神科医より社会に出ても同じ問題は起こるのでスケジュール管理について一緒に考えた方がよいとの指示で、遅刻は他の学生同様の扱いとした。 Bに対してICレコーダによる録音を認めた。 Cに対しては、ノートを貸してくれる学生を探し対応することにした(その学生が見つかり対応できた)。 Dに対しては、休講は掲示版(WEB上でも確認可)で確認できることを伝え毎日確認するよう指導した。授業の履修に関しては履修している科目が指導教員のものであったため適宜対応していただくこととした。今後登録期間のあるもの(履修登録、卒論など)については学科から又は指導教員から確認を行なう事とした。奨学金や授業料免除については、事務部で確認を行なうこととした。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

遅刻については本人が工夫し遅刻をせずに過ごせたようだった。録音や支援もあり履修することができた。その後は引き続き学生が相談室を利用し無事卒業できた。

事例No.10

進級、卒業、就職、学
外実習等

学生相談、カウンセリ
ング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 各学部・研究科の学 務委員会	支援担当部署・機関 学生課、各学部・研究科の学務担当部署
発達障害学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、発達障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	2年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>母親より、学生が人間関係のトラブルによって授業へ出席できていない状況である旨相談があり、その原因として、ADHDがあると思われると申し出があった。母親からは学生と話してほしいとの要望があり、学生本人と電話で話をした際に、学生本人からもADHDである旨申し出があった。</p> <p>ADHDの薬を服薬しているが、薬の効果が切れるところにイライラしやすくなり、そのせいで仲良くしていた友人グループにおいて喧嘩をしてしまい、そのグループにすることが出来なくなり、大学に行きづらくなってしまった。</p>				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学部教務担当係員	
対応の手順	担当教員が所属している学修支援部門での面談実施について提案するも、拒否されたため、教務担当事務職員および指導教員・クラス担任へ報告のうえ、状況を観察。	
学生との話し合い	トラブルが起こるまでの経緯および現状について本人から話があり、ところどころ話しくそうな部分はあったものの、話を聞いてもらえる状況・自分の考えを否定されない状況であれば、自分から話し出す様子。周囲からどのように思われているかを気にする一方、自分の行動については間違っていないという思いもあるようで、自分の考えや行動については変更が難しく、周囲の人はこう思っているはずだ、という先入観があるように感じられた。	
支援内容	母親からの希望により、学生本人に対する三回の電話による状況確認および指導教員・クラス担任への報告、学生本人の意思確認をした。また、学生本人からの希望により、編入学・転学部・休退学等の手続きについての相談対応。	
学外連携	本人および母親より、通院・服薬中であることが確認できていたため、学外連携は特になかった。母親とは現状把握をするよう努めていた。	
その他	現在は他大学への編入学を希望しており、手続き等の相談対応のみとなっている。	
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、教務担当職員	
ニーズへの対応	できなかった内容	教職員の理解、友人トラブルの解決
	できなかった理由	喧嘩をしている友人の名前は教えてもらえず、対応案がなかったため。

(3)学生の反応、感想等

本人の希望で実家から通える大学への編入学を検討中。学生は進むべき道が決まったことで以前よりも前向きになったように感じられる。指導教員等が障害に対する知識がなく学生本人が知識のある教員との面談等を拒否した場合、パイプ役となる担当者の知識・対応による部分が大きいと感じた。学生の特質なのか他の学生への対応と比較して伝えたいことがうまく伝わらないことが多く、対応に困る部分もあった。専門部署の必要性と専門部署への繋ぎ方について学ぶ機会が欲しいと感じた。

事例No.11

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	保健管理センター、学生相談室、学務課
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	情報工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学試験の監督をしていた所属学科の学科長が受験時の本人の様子を観察していて、入学した場合に備えて対応の相談に来た。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	教務課・保健管理センターカウンセラー
対応の手順	学科長・助言教員・保護者・本人・カウンセラーによる定期コンサルテーション
学生との話し合い	保護者(主に母)・本人・助言教員・学科長・カウンセラーを交えたコンサルテーションを定期的に実施している。学内における本人の困り感への対応や、家庭内での家族との感情的場面への対応
支援内容	定期的コンサルテーションでの困り感の聴取。同期生への啓発(保護者と学科長の要請で、同期生70名と学科教員に本人の特性を説明し理解を求めた)。試験時は別室受験を調整。身体的・精神的に不安定なときの居場所(保健管理センター)の提供。感情的な不安定さを処理できない時には、随時保健管理センターで看護師やカウンセラーが対応している。
学外連携	NPO法人(発達障害者支援)、就労支援施設、大学附属病院精神科
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

本人は入学後5年が経過し、専門の科目の修得が困難であることが明白となった。卒業がきわめて難しくなってきたことで、社会に出て独力で生きていくための方策を検討する方向へと大きく舵を切ることになった。6年目に入った今年から休学して、就労移行訓練を開始している。もう少し早い段階で社会への着地の仕方を検討すべきであったと感じている。

事例No.12

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	1人	教務委員会、学生委員会	学生支援課
発達障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、発達障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	大事なことを忘れることが多く、病気でないかと気になり、臨床心理士のカウンセリングを受けたり、病院を受診した結果、ADHDの診断を受けた。本人は、大学での就学を強く希望しているので、必要な支援をお願いしたい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援課
対応の手順	授業の時間割を忘れると言うことで、学生支援課と支援学生の協力を得て、学生独自の時間割を作成してWeb上で毎日確認。定期試験の受験、休講等の連絡・レポート等の課題については、その都度、各教員から学生支援課へ連絡を受け、毎朝、学生支援課から本人へ伝達する等の対応を決め、不足している単位の取り方など卒業まで支援した。
学生との話し合い	学生本人、家族、発達障害者支援センター所長、障害者相談支援センター職員、個別担任、学生支援課職員、保健管理センター看護師等と面談し、修学面、生活面での支援内容をその都度相談。
支援内容	学科と学生支援課間の連絡のための専用メールアドレスを設置。休講・補講情報を学生支援課から伝達(毎朝、本人が来室)。レポートの提出先を学生支援課に統一。所属学科以外の講義担当教員に対してADHDの説明及び協力依頼。支援学生による過去問収集や定期試験の時間割作成のサポート。講義の録音許可。同じ学科の学生に修学支援やレポート提出支援のためのチューターを依頼。支援学生やチューターが本人のスケジュールをインターネット上で確認できるようにした。
学外連携	発達障害者支援センター、障害者相談支援センター(本人と週1回面談)
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

相談を受けた時点では、卒業は無理かもしれないと思われた事例であったが、本人の努力もさることながら、支援学生、個別担任、チューター及び学外機関との連携により、着実に単位を修得、サークルでの活動も含め、学生生活を存分に楽しみ、就職先も自由応募で決めた。就職先の企業から、現在は、同期入社の中でもリーダー格として活躍しているとの報告を受けている。

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生相談室	支援担当部署・機関 学生相談室・保健室
発達障害学生への実施支援	課題や授業日程などを保護者に連絡するノート(連絡ノート)を作成、学習指導(履修方法、学習方法等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	欠席増加に伴い、保護者が本校カウンセラーと面談。実質的な特別支援の申し出。ADHDで服薬治療中、精神面も不安定で、登校を促すと暴れることも。集中の持続、提出物などに様々な困難あり。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室、カウンセラー
対応の手順	当初は担任、科目担当などで連携して、実質的な特別支援を行なうよう協議したが、出席状況が改善しないため、本校の規定に基づき、保護者と本人から特別就学支援申請書を提出、支援チームを組んで特別支援を開始。
学生との話し合い	学生本人よりも保護者からの申し出をカウンセラーが受け、本人の出席状況などをもとに対応したが、初年度は出席が改善せず、原級留置。翌年度は新担任のもとで支援チームを改編。担任も積極的に関わり、本人にも成長がみられ、状況が大幅に改善した。
支援内容	担任と学生の面談を実施し、提出物等の確認を行なう。課題の情報なども担任が集約し、本人と保護者に連絡。
学外連携	入学前に、医療機関の主治医から連絡があり、当時の相談室長と担任候補が病院で聞き取り実施。その後は、カウンセリングの際に医師の対応、コメントなどをカウンセラーが継続して聞き取っている。(月1回程度)
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学務課・学生相談室
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	社会学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学直後より行動が不安定であったが、学内で大声を出しながら壁を蹴って暴れていたため保護者(母)を呼び面談を実施したところ、小学校より発達障害を持っており、コミュニケーションもとれ本人も自分の状況を把握しているが、集団行動に対応できず、予想外の事が起きるとパニックになるとの申告があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラー
対応の手順	本人は通院中であったため保護者より対処方法や支援の内容について確認。
学生との話し合い	本人も状況を把握しているが、パニック時の対応について確認し、困ったときは学務課や学生相談室へ頼るように説明し、本人納得。
支援内容	パニック時、授業教員・職員が付き添い、問題発生の原因について確認。本人と一緒にフォローを実施。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生指導委員会	支援担当部署・機関 学務課
発達障害学生への実施支援	保護者との連携			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	情報工学	3年次	男	申し出者	本人
申し出内容	最初は申し出はなく、落ち着きのない様子があったのでカウンセラーが声をかけ不定期に面談を行なっていき、その中で申し出が具体的になっていった。実習の授業(ゼミ)で先生とコミュニケーションが取れない。就職に向けて、どんな仕事をしたいのか分からない。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラー
対応の手順	ゼミの担当教員と情報交換し、本人のペースで進めていける実習内容にしてもらった。就職に関しては担当教員から本人の長所を確認し、就職課と連携をとって就職活動を進めていった。
学生との話し合い	状況が整理され、サポート体制が整っていく中で本人はだいぶ落ち着いて話をするようになった。
支援内容	ゼミの担当教員と話し合い、実習内容を変更してもらった。就職課と連携し、就職活動を進めていくサポートをしてもらった。カウンセリングでは心理検査を行ない、本人に長所と短所を伝え、本人の興味と合わせてどのような仕事をしたいか、どのような仕事だとできるかといったことを話し合っていた。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、就職課

事例No.16

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	機械工学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	実験実習の担当者から、支援が必要であると申し出があった。 旋盤・溶接などの実習を、当該学生一人でさせることは危険であり、支援員が必要。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	実験実習担当者から学科関係教員、学生相談室へ状況が伝えられた。
対応の手順	当該学生・保護者と面談を実施、学科関係教員・学生相談室・担任で協議、支援委員会を開いて当該学生の支援ワーキンググループを設置した。
学生との話し合い	面談は年に数回ずつ行なっている。支援、今後の方針等について納得していただいている。
支援内容	実験実習での支援員を配置した。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.17

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 500～999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生課
発達障害学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	機械工学	1年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者から支援が必要であると申し出があった。スケジュール管理が難しい、集中力の持続がしにくい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室、担任、保健室。
対応の手順	学生相談室、担任、副担任で当面は対応していくこととなった。
学生との話し合い	学生は向上心があり、薬の服用も自分で管理出来ている。入学後何度か面談も実施しているが、現在のところ学生生活にそれほど支障は見られない。
支援内容	スケジュール管理が苦手なので、入学当初は毎日のスケジュールをスケジュール帳に書かせ、副担任が確認していた。現在は課題等の提出日を忘れないようにメールで連絡すること、ときどき面談も実施している。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、学生相談室で対応

(3)学生の反応、感想等

学生本人は向上心があり、あまり依存しないで自立していけるように努力をするタイプである。科目担当の教員には連絡事項がある場合には必ず板書してくれるように依頼していることと、課題提出期限の前日にメールで連絡する等の配慮はしている。提出期限前日にメールしないと忘れてしまうことがある。

事例No.18

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 500～999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、レポート作成指導、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	情報工学	4年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p><入学時>健康調査に保護者からADHDへの配慮の申し出があった。一度に多くの課題や作業工程を与えず、全体的見通しを示し、メモを渡して段階的にやるべき事を指示してほしい。対人関係でトラブルはないため特別支援ではなくまずは現状を見守りたいと希望した。</p> <p><3年時>多動傾向は落ち着いているが集中力を持続できず、学習やレポート提出を計画的に行なう事が苦手なため、予定を手帳に記入する事やレポート作成開始の声かけ、本人に合った勉強法についての指導等特別修学支援の要請があった。</p>						

(2)対応について

申し出を受けた部署	<p><入学時> 保健室(健康調査)</p> <p><3年時> 本人が保健室に困っている事を打ち明けに来たのを機に、学生相談室において本人、保護者、カウンセラーとの面談を繰り返す過程で、特別修学支援を希望する意思表示があり、学生相談室長が窓口となり対応した。</p>
対応の手順	<p><入学時> 入学前に副校長と関係職員が保護者と面談し本人の特性や要望を確認した。</p> <p><3年時> 障害学生支援委員会において特別支援が必要と判断され、支援チーム結成となり、当該学生のクラスの全教科担当教員へ支援依頼文書を配付した。</p>
支援内容	<p><3年時> 支援方針、支援計画に基づき、手帳を活用したスケジュール管理、睡眠記録による安定した生活習慣獲得の支援、専攻科学生をチューターとしレポート作成等の学習支援を依頼。カウンセラーによるカウンセリング。</p>
学外連携	検討中
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

<p>進級、就職に向けての課題は多い現状ではあるが、支援を受け、話を聞いてもらう事で気持ちの落ち込みは改善していると本人は話し、前向きとなっている。入学前から発達障害に対する保護者の理解、受容が十分されていたため、信頼関係を良好に築く事ができている。</p>

事例No.19

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1~499人	2~5人	学生委員会	事務室、学生課、保健室、カウンセリング室
発達障害学生への実施支援		注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携		

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	情報工学	1年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容		保護者が支援申請書に記入し、入学手続き時に提出された。 軽度の発達障害(注意欠陥障害)と吃音があり、療育手帳B2を所持している。学校生活で重要な話を認識できていない場合があり、コミュニケーションを始め、対人関係を築くことが苦手である。 よく理解できなかったことを自分から周りに聞いたりする事が上手くできないので、提出期限のある物や大事な用件は、連絡帳などに書き取り、確認させるよう指導・支援して欲しい。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	事務室
対応の手順	学生委員会で内容の確認と支援について検討し、学科会議で全教員に向けて情報が伝えられ、短大事務室の障害学生支援担当者が、保護者と当面の支援内容を話し合った。
学生との話し合い	当該学生はほとんど言葉を発せず、こちらからの質問に対して「はい」「いいえ」と答えるのみ。
支援内容	履修登録支援、学内を案内し使用教室の確認、テキスト購入時の付き添い、ゼミ担当教員に連絡事項の書面化を依頼、週1回の面接時に提出物の期限などを再確認し必要な場合は保護者に連絡、週1回新聞記事のコラム音読等声を出すトレーニング、授業時の座席指定もしくは案内、教職員からの声かけ等。定期的に保護者と面談・電話連絡し、支援内容については了解された。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

事例No.20 入学者選抜等(受験上の配慮を含む) 授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	学生支援センター
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、専門家によるカウンセリング、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	理工学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>[入試での配慮について](保護者より申し出あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験室入り口までの付き添い者の同伴 ・トイレに近い試験室での受験 ・別室受験及び試験時間の延長 ・マークシートのチェック解答 ・座席を窓際でないところに指定 ・室温調整が可能な試験室での受験 ・拡大文字問題冊子の配布 ・注意事項等の文書による伝達 ・試験場への乗用車での入構 <p>[入学後に希望する配慮](保護者より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レポート、宿題等に関するメモでの指示 ・職員への障害の内容に関する開示 ・月一回程度の電話、メールを使用した家庭への報告 						

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションセンターにて受付
対応の手順	<p>[入試での配慮について]</p> <p>アドミッションセンターにて協議検討した。</p> <p>[入学後に希望する配慮について]</p> <p>学生サポートセンター職員、学部支援室職員、学系代表教員で対応について協議し、その結果を保護者、本人及び関係部署に周知した。</p>
学生との話し合い	<p>[入試での配慮について]</p> <p>保護者とのやりとりが中心となった。</p> <p>[入学後に希望する配慮について]</p> <p>保護者とのやりとりが中心。学生への対応は、学生支援センター職員、学部支援室職員が対応にあたった。</p>
支援内容	<p>[入試での配慮について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験室のある建物の出入口まで付き添い許可 ・可能な限りトイレに近い試験室で受験実施 ・別室にて通常の1.3倍の試験時間で対応 ・可能な限り窓から遠い座席の用意 ・空調については集中管理のため対応できず。エアコンの入切のみ調節対応 ・注意事項について 伝達文書や板書により対応 ・試験場への乗用車入構許可 <p>[入学後に希望する配慮について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談の実施(本人・保護者ともに) ・発達障害のある学生向けの支援プログラムを案内 → 個別指導実施(例外的) ・履修登録 教室移動 出席管理等 修学に関するスキルについて個別に指導 ・学部教員及び関係部署職員へ本人の障害特性の周知

学外連携	<p>[入試での配慮について] 事前に医療機関の診断書を提出してもらい、配慮事項について検討した。</p> <p>[入学後に希望する配慮について] 医療機関からの情報提供に従い学内支援について協議・検討した。</p>	
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備、支援者の配置、教職員の理解

事例No.21

進級、卒業、就職、学
外実習等

学生相談、カウンセリ
ング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 所属学部、学生支援部、保健センター
発達障害学生への 実施支援	試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、教室内座席配慮、休憩室の確保、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	文学	4年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者からの申し出。本人が自分の特性について、あまり理解していない。コミュニケーション能力が低く、なかなか自分から話ができないので、就職できないのではないかと不安である。就労に向けて、何かできることはないか。サポートしてくれる機関等はないか。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室 キャンパスソーシャルワーカー(CSW)
対応の手順	学生相談室ができる支援として、「定期的な面談」、「特性理解のサポート」、「コミュニケーションの練習」、「関係機関との連携」等を提案。また、利用できそうな関係機関の紹介をし、どの機関に繋げていくかを一緒に考えた。
学生との話し合い	初回面談では本人の困り感が全く感じられず、就労に対する意欲もなかった。しかし、面談を続けるうちに具体的な課題が見つかり、就労に向けての意欲が感じられるようになった。
支援内容	CSWが本人との面談を週1回のペースで継続。ワークシートを使った「特性理解のサポート」、ビジネススキルを学ぶためのDVDを使った「職場でのコミュニケーション学習」等を行なった。また、CSWが保護者の了承を得た上で関係機関と連絡を取り、ケース会議を開催。保護者、CSW、ハローワークとヤングハローワークの担当者が集まり、就労に向けた支援について話し合った。その後、CSWが本人に付き添って障害者就業・生活支援センターに相談に行くことで、さらに支援メニューが増えた。
学外連携	市発達障害者支援センター、ハローワーク、ヤングハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域生活支援センター
学内協議参加部署・機関	学生相談担当

事例No.22

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、授業配慮(非常勤講師等に対し要望があれば対応する。半期ごとに学科内で周知徹底を促す。)、障害の特性についての配慮依頼を配付、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	薬学	申し出者	本人以外
申し出内容	学生の両親及び発達障害者支援センター所長が本学を訪問。 ・発達障害者支援センターから派遣される補助者の配置(費用は大学負担) ・支援窓口の一本化 ・講義で使用される資料、スライドに投影されるデータ等を学習管理システム(LMS)に更新してほしい。 ・共用試験(OSCE、CBT)実施の際の配慮 ・研究室配属の際の配慮			

(2)対応について

申し出を受けた部署	学習に関する相談が主であったため、教務課が相談窓口になった。なお、面談は学部長、学務担当教授、学生生活担当教授、就職担当教授、事務長、教務課長が立会いの下で行なった。		
対応の手順	学生の要望を聴取し、学内で検討した上、決定する。		
学生との話し合い	学生から広範囲な内容の要望があったが、合理的配慮の範疇で支援することを話した。		
支援内容	授業で配付されるプリント、ハンドアウト、パワーポイントの資料をできるかぎり事前に渡すことにした。また、講義・実習の写真撮影を許可した。試験時間の延長については対応できる科目は配慮することを約束した。卒業研究についても要望があれば適正な配慮を実施すると約束した。		
学外連携	共用試験(OSCE、CBT)については、薬学共用試験センターに問い合わせ、特別措置の可能な部分について配慮した。		
その他	医師の診断書の提出については、その用途に関して両親から質問があったため、合理的配慮の決定に当たって、他の学生との公平性の観点から根拠資料として必要と説明した。		
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等		
ニーズへの対応	できなかった内容	支援者の配置	

事例No.23

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	情報学	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容	プログラミングの授業について行けない。サークルでのコミュニケーションがうまく行かない。友達があほしいけど、作ることができない。精神科に行って診断を受けたい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	本学の発達障害学生の支援を担当する障害学生支援室のスタッフが相談を受けた。
対応の手順	本人と障害学生支援室の担当者との話し合いを通して、現状と支援ニーズを把握した。その後、該当学科のゼミ担当教員に連絡し、学科会議で情報を共有した。
学生との話し合い	学生の診断に対するニーズが強かったため病院を紹介した。現在大学で可能な支援内容については、障害学生支援室のスタッフが支援内容を提案し、当該学生は納得した。
支援内容	ゼミの担当教員からプログラミングについて個別に指導してもらい、内容理解の個別確認等を行なった。困ったことがある際は障害学生支援室のスタッフが窓口になり、学科との連携を密に取った。
学外連携	病院、NPO法人(大学生の発達障害者同士の話し合いグループ紹介)
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.24

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	ない	学生課
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	工学	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前に入試広報課に対し、保護者から当該学生の状況の理解と、教育方法や支援体制について要望があった。また、入学後の時間割作成についてフォローの要請があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試広報課を通じて、学部(学科)、学生相談室へ連絡が来た。
対応の手順	入学に先立ち、当該学生と保護者、学部(学科)教員、基礎教育課程の教員、学年担任、学生相談員が会し情報交換を行なった。
学生との話し合い	当該学生と保護者のニーズ、大学としてできることについて共通理解・合意形成を行ない、時間割作成のフォローとして、入学直後の1週間は学生相談室に継続来室することとし、相談室を見学、前もって心の準備をしてもらった。
支援内容	入学後は時間割決定次第、学部(学科)教員から関係教科を担当する教員(非常勤含む)への配慮要請の依頼文を配付、授業の進行手順に関するプリントなどを用意してもらった。学生相談室は定期利用として当該学生の支援ニーズの把握を継続した。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.25

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、休憩室の確保、板書やパワーポイントのコピー配布、提出物の期限延長、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書無)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学直後に、当該学生の保護者から学生相談室に相談があった。また、授業担当教員からも、授業中の問題行動について学生相談室に相談があった。予測していないことがあるとパニックになり大声をあげる、突然教室を退室する等があり、クラスで孤立しており、対応に困っているとのことだった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室のカウンセラーが保護者から支援の申し出を受け、学生本人の支援の必要性を確認した後は、学生特別支援室のコーディネーターが確認した。					
対応の手順	保護者と学生相談室のカウンセラー、所属学部の担任教員、学務課の事務職員で相談を行ない、当該学生の小さいころの様子を聞き取り、大学で必要と思われる支援内容の確認を行った。その時点では、学生本人から支援の要望がなかったため、保護者の了解を得た上で、授業担当教員に配慮依頼文書(教員が一読して理解、対応できるよう「特徴及び苦手なこと」とそれに対応する「配慮していただきたい事項」が列記されたもの)を送付した。学生から支援の申請があった後から、学生特別支援室のコーディネーターが中心となり、学生及び保護者との定期的な相談、授業担当教員との連携を行なっている。					
学生との話し合い	学生本人は、自分が何に困っていて、どんな支援が必要かが把握できていなかったため、コーディネーターと週に1回面談を行ない、自己理解を深めていくところから開始した。学年が上がるにつれて、レポート作成に時間がかかるので期限延長をお願いしたい等、自分から要望を出せるようになってきている。					
支援内容	学生スタッフによる学習補助(謝金あり)、履修相談、勉強のスケジュール立て、授業担当教員による個別指導、提出物の期限延長等					
学外連携	通院している精神科、若者サポートステーション					
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、学務課の事務職員					
ニーズへの対応	できなかった内容	教職員の理解(提出物の期限延長を認めない教員がいたため)				

(3)学生の反応、感想等

本人と保護者と話し合った上で、負荷を少なくするために履修科目を通常の半分程度まで少なくし、長期間をかけての卒業を目指すことにした。以前より単位取得はできるようになっており、パニックを起こすことも減っている。

事例No.26

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000~9,999人	21人以上	学生相談委員会	専門部署・機関
発達障害学生への実施支援		チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング		

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容		入学前に両親と本人で来談。教師の指示が頭に入らず、集団行動ができないため、小・中学生のときから通級指導教室を利用した。高校では担任の教師がさまざまな場面で支援をしていた。高校の教員に大学入学後はサポートがなくなるので、相談に行くようにと言われた。両親は支援を希望していたが、本人は「自分には必要ない」と拒否的であった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室 障害学生支援部門
対応の手順	まず、高校の担任より高校生活の様子を書面にて回答してもらった。それを踏まえ、関係する部門(保健センター、学科教員)と支援の在り方について話し合った。
学生との話し合い	学生との話し合いは、学生を混乱させないために、担当の障害学生支援員が行なった。
支援内容	大学生活がどの程度過ごせるのかわからなかったため、障害学生支援員をしばらく授業に同席させた。最初は拒否的であったが、次第に障害学生支援員と本人の間に信頼関係が生まれ、支援を受け入れるようになった。そこで得られた情報から、個別支援計画を作成した。彼の困難は講義より人とのかかわりが多くなる実験や演習などが主であり、それらの時間に担当障害学生支援員を同席させることにした。
学外連携	受け入れ時に出身高校の担任教師より情報提供をお願いした。
その他	入学より1年経過した段階で、学生生活が安定したため、障害学生支援員による支援は終了となった。高学年になり、支援が必要となった段階で、再開する予定。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学科・教員、保健センター等

(3)学生の反応、感想等

障害学生支援制度を一年間利用した時点で、本人の申し出があり、支援を終結した。学生生活は安定し、問題行動も減ったと学内では評価されている。

事例No.27

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生室、保健室
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、学習指導(履修方法、学習方法等)、保護者との連携			

(1) 支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書無)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	当該学生の高校担任が学生生活を送る上での支援についてまとめた書面を、入学前に母親が大学に持参し、大学側にサポートを要望した。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生室長と保健室の常勤看護師で対応した。
対応の手順	当該学生と母親、学生室と保健室、学生相談室の臨床心理士を含め、大学生生活について話し合い、学生室でサポート方法を検討した。
学生との話し合い	学生は下を向いたまま、言葉によるコミュニケーションが取れなかったため、紙面上に「はい」「いいえ」を書き、問いかけに対し、指をさして返答させる。
支援内容	保健室から当該学生が受講している授業の担当教員へ、授業における配慮文(発達障害の特徴などの説明文と具体的支援法)を作成し、資料等を添付し配付した。
その他	副指導教員との信頼関係が出来た。その教員からの情報(学生が困っていること、何をしたいのか等)を関係教職員で共有し、サポート方法を考えた。 もし、副指導教員のような存在がいなければ、対応が非常に難しい。 発達障害の場合、高等学校から学生についての情報を得ることが難しい。そのため、大学では学生の状態を把握しきれず、就職活動の際に顕在化することも多々ある。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

信頼関係が唯一できた一人の先生が対応をしてくれている。学生室ではその先生と情報を共有しながらサポートしている。今のところ問題を起こすこともなく、3年生になった。
--

事例No.28

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生部
発達障害学生への実施支援	学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	経営学	3年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	当該学生本人から、履修登録のプランニングができないということ、また本人と保護者(母親)から試験期間中にゲームに没頭するあまり、生活のリズムが崩れ、試験を受けず単位取得が困難になってきているとの申し出があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室のカウンセラー
対応の手順	まずは保護者(母親)と本人と面談を行ない、その後、学生支援室の職員も面接に加わり、実質的な今後の対応を話し合った。その結果、履修登録に関しては、学生支援室の職員が対応すること、またゲームに没頭する件については学生相談室のカウンセラーが対応することになった。
学生との話し合い	履修登録に際しては、学生支援室の職員が学生の能力に見合った計画を提示したので、終始納得しているようであった。ゲームに没頭する件は試験期間の1ヶ月前から、いくつかの方法を学生に提示し、本人ができる・やれると思う方法から順に試行していった(納得できないものは無理には強いなかった)。
支援内容	履修登録に関しては、学生支援室の職員が提示した履修計画を(納得して)そのままを登録することとなった。ゲームに没頭する件は、毎日の生活の出来事をスケジュール帳に書き込み、自分の生活を把握することから始め、さらに自分の力ではゲームを抑制できないことに気づかせ、最終的には試験期間中、ゲームを母親に預けることで、試験期間を乗り切ることができた。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

(3)学生の反応、感想等

自分の特性を当該学生が理解することで、自立(自律)できる幅を広げることができたことは、当該学生の自信になったようだ。
--

事例No.29

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等
-------------------	----------------	---------------

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000~4,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 教育支援センター	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	臨床心理学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>①6月、8月、10月の3度オープンキャンパスに参加。母親、出身高校教員(特別支援教育コーディネーター)を交えて受験方法について協議。自己推薦入学試験を利用。入試配慮対応については、事前相談会を通して別室受験とし、その他留意すべき点を確認した。</p> <p>②11月以後、入学式までの間、計5回、出身校との引き継ぎ会実施。その中で診断内容(広汎性発達障害 協調性運動障害)について高等学校での生活指導の方法と対応について指導計画書の引き継ぎをし、対応する。</p>						

(2)対応について

申し出を受けた部署	自己推薦入学試験を利用。自己アピール形式では力を発揮できなかったが、基礎学力形式で合格。入試配慮対応については、事前相談会を通して別室受験とし、その他留意すべき点を確認した。
対応の手順	11月以後、入学式までの間、計5回、出身校との引き継ぎ会実施。その中で診断内容(広汎性発達障害 協調性運動障害)について高等学校での生活指導の方法と対応について指導計画書の引き継ぎを行ない、医療機関の診断、意見書をもとに協議する。
学生との話し合い	年度当初の全体ガイダンスの説明を個別に実施、困り事があれば必ず学生支援室に来るように説明。
支援内容	入学後は学生支援室が窓口となり、履修登録完了を受けて教務課が担当教員に支援依頼文書を配付し、連絡を密に取り支援を行なった。
学外連携	出身高校 医療機関
その他	大学内心理カウンセリングセンター利用 大学の学生支援担当教員が年に数回、近隣の高等学校教員(特別支援教育コーディネーター)向けに研修会を実施している。そのため、高等学校教員との情報ネットワークが進んでおり、障害のある生徒が大学に入学する時点では、障害の状態等の情報を事前に得ていることが多い。また、大学の学生支援担当教員が近隣の駅の駐輪場整備等に足を運び、駅員等に一声かけておくことで、学生が駅構内等でトラブルやパニックを起こしたとき、すぐに駅員から大学の学生支援担当教員のもとに連絡が来るようになっている。そのため、対外的にトラブルが大事に至らないことが多い。本学では、障害学生のみならず、支援を必要とすると判断された学生にも個別の支援ファイルを作成し学生の「困り感」について把握している。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

講義前・空き時間には、学生支援室に来室してくれている。WAIS-III(ウェクスラー成人知能検査)等、定期的な検査報告診断所見の報告もしてもらっている。
--

事例No.30

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学務課・学生相談室
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	社会学	2年次	男	申し出者	本人
申し出内容	本人より、小学生の時から精神科に通院し服薬しているが、大学に入り新しい環境に入った疲労と大学生活でストレスを感じているので、自分の状況を大学側に知っておいてほしいことと、対処方法について相談があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラーへ相談があった。
対応の手順	学生相談室カウンセラーより関係する教員、学務課職員へ知っておいてほしい事や対処方法、要望について確認した。また、支援内容や対処方法等の要望を、関係する教職員へ文書で配付。
学生との話し合い	学生のニーズを聞き、カウンセラーより支援内容を提案した。
支援内容	授業中、パニックになった時は教室から退室してクールダウンをしたり、授業担当教員が静かなところへさりげなく移動させるように取決めするも、実際は複数回パニック状態に陥った。カウンセラーや教職員が、その都度別室へ移動するようにフォローしたが、ストレスからパニックになり自傷行為に走った。本人の了解のもと、主治医・保護者・担当教員・本人とで面談を実施、現在、病院にて入院加療中。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
公立大学	1,000～1,999人	6～10人	総務課、教務委員会、学生生活委員会、アドミッションセンター(委員会)、キャリアセンター	総務課、教務学生課、学生支援室、アドミッションセンター、キャリア支援室
発達障害学生への実施支援	別室別時間授業、学習指導(履修方法、学習方法等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	社会学(政治)	4年次 男	申し出者	本人
申し出内容	得意科目で修得した単位を、不得意な語学系科目、情報系科目の単位として認定してほしい。 他の学生のいない別室授業としてもらいたい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	ゼミ担当教員				
対応の手順	教育支援の検討部会を開催。支援内容を検討し、授業担当教員へ要請(別室授業)を行なった。				
学生との話し合い	担当教員から卒業要件を変更することができないことを伝達。その上でできる支援を行なうことを説明し、当該学生も支援内容については納得していた。				
支援内容	情報系科目は、個別代替授業を実施。英語科目は、TOEIC試験による単位認定。				
学内協議参加部署・機関	委員会				
ニーズへの対応	できなかった 内容と理由	卒業要件を変更する要望だったため。			

(3)学生の反応、感想等

卒業要件を変更して、単位認定をしてほしいとの要望は、その後も続いているが、その都度できないことを伝えて納得してもらっている。

事例No.32

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立高専	1,000～1,999人	6～10人	教務委員会、厚生補導委員会、学生相談室会議	学生相談室、保健室、学生課
発達障害学生への実施支援	教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	工学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	<p>入学前の3月に出身中学校の特別支援学級の教員が来校し、学生相談室長・室員・所属学科教員・看護師が、当該学生の特性等について説明を受けた。本人は障害のことを知らされていない。</p> <p>1. 他人とコミュニケーションをとることが苦手(自分の話したい事を優先して一方的に話す)で、親しい友達が出来にくい。</p> <p>2. 身の回りの整理整頓が苦手、忘れ物が多い。</p> <p>3. 話をする時、声の大きさの調整が難しい。</p>					

(2)対応について

申し出を受けた部署	担当教員から関係教職員へ障害等の基本的な情報が伝えられた。
対応の手順	担当教員が保護者と当該学生との個別面談を行ない、支援内容を検討した。予想される問題や支援方法について、関係教職員に口頭もしくは文書で説明し配慮を依頼した。
学生との話し合い	担当教員が当該学生に困っていることや要望を聞いた。話し合いの中で担当教員が支援内容を提案し、本人も納得していた。
支援内容	定期的に(週1回)カウンセラー(臨床心理士)との面談を行なっている。担任やカウンセラー、保健師や相談室員等が本人に、困っていることをこまめに聞いて確認しながら支援を継続している。保護者の希望があればカウンセラーや担任が相談に応じている。パニックになったときの緊急避難場所を本人と話して決めている。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、担任

(3)学生の反応、感想等

<p>学校生活に慣れ、実験ではコミュニケーションや器物の取扱い等で困難を感じることはあるが、座学の講義内容への支援はほとんど必要がなくなった。部活動にも意欲的に参加している。以前はストレスがたまると衝動的に危険な行動をしてしまうことがあったが、最近は信頼できる教職員にすぐに相談することなどで自己コントロールすることができるようになってきている。</p>

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500~999人	1人	学生会	学務課
発達障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、発達障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	人文科学	3年次	男	申し出者	本人
申し出内容	ゼミの同級生や教員とトラブルになっている。他のゼミに変更するよう教員から言われている。どうしてよいかわからない。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援担当職員が相談を受けた(1年次から学生生活相談を受けていた)。
対応の手順	学生支援担当職員と学生相談員が、学生本人、ゼミの同級生、ゼミ担当教員それぞれからヒアリング。教員組織の各部署局長及び学務課内で協議、支援方針を決定。教務部長・学生支援担当職員が当該学生と面談して支援内容を説明し、合意。保護者に経緯を報告。
学生との話し合い	基本的に学生支援担当職員が1対1で複数回の面談を行なった(臨床心理士である学生相談員が非常勤であり相談日に制約があったため)。「どうしてよいかわからない」という相談だったため、こちらから支援内容を提案した。当該学生の入学当初から相談を受けていたため信頼関係が形成されており、時々大きな声が出たり落ち込んだりしたが、時間をかけてゆっくり説明し、最後は笑顔で納得してくれた。学生支援担当職員は、面談の結果を随時担当課内上司及び学生相談員に報告し、今後の方向性について相談を重ねながら支援に当たった。
支援内容	イレギュラーなゼミ変更の学内調整、ゼミの同級生や教員との関係調整、当該学生の精神面のサポート、助言等
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

順調に学生生活を継続している。

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数 1～499人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 教学委員会	支援担当部署・機関 学生支援課
発達障害学生への実施支援	発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	情報学(経営)	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	高校の担任より、入学前に学生のことで申し送りをしておきたいと申し出があった(本人、保護者も同意の上)。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援課職員にて対応
対応の手順	学生支援課内で本学での対応を協議。A.入学前オリエンテーションの実施 B.入学式に本人、保護者と本学カウンセラーとの面談を計画した。
学生との話し合い	学生の理解を確認しながら、説明した。
支援内容	上記の入学前オリエンテーションやカウンセラーとの面談によって、学生の不安を和らげるよう努めた。また、入学式では保健センターでも本人、保護者と顔合わせをして、今後、保護者とスムーズに連携できるよう関係づくりをした。
学外連携	学外機関より連絡があり、大学での学生の様子を伝えた。
その他	困った時に相談する場所を知らせた(事務局か保健センター)。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

<p>相談する場所を決めたことで、何かあると事務局か保健センターに相談にきており、本人の不安軽減に繋がっていると思われる。少しずつ大学生活にも慣れてきた様子ではあるが、突発的な出来事が起こるとパニックが起こるのが現状である。支援する側もいろいろな事象に対応する中で、学んでいくので、経験を積み、それを学生支援に生かしていくことが大切である。今後とも一人ひとりの思いを大切にしながら、学生に寄り添っていきたい。</p>
--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1~499人	1人	専門委員会	学生支援課
発達障害学生への 実施支援	学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	福祉学	1年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	1年次の所属する学科の教員より、資格取得について適性がないという申し出があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	転科先の教員
対応の手順	それぞれの学科で検討され、教授会で協議後、転科が承認された。
学生との話し合い	それぞれの学科で、本人を交え、将来のことを含め話し合った結果、納得し転科に至った。
学外連携	ハローワーク
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

転科した結果、本人は授業を生き生きと受け、一部の教員からは高い評価を受けていた。
--

索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

■高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例 No. 20 (私立大学) 付き添い許可、別室受験、試験時間延長等-----20

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例 No. 29 (私立大学) 別室受験等-----30

授業、試験、移動、施設改修等

■LD

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例 No. 1 (私立大学) タブレット端末の使用許可、講義録音許可等-----1

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例 No. 2 (私立大学) 保護者から大学生活、教学面での相談あり-----2

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例 No. 3 (私立大学) 教員への配慮依頼（発表時のサポート等）、カウンセリング-----3

事例 No. 4 (私立大学) 担任による授業内容、提出物等の確認-----4

■ADHD

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例 No. 6 (国立大学) 障害者手帳取得支援、試験・レポート対応、定期面談等-----6

事例 No. 8 (私立大学) 提出物遅延、出席配慮等-----7

事例 No. 9 (国立大学) 講義録音許可、スケジュール管理指導等-----9

事例 No. 11 (国立大学) 別室受験、休憩室の確保、カウンセリング等-----11

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例 No. 12 (国立大学) 講義録音許可、学習支援、チューターの配置等-----12

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例 No. 13 (国立高専) 提出物、課題の確認等-----13

事例 No. 15 (私立大学) 実習内容の変更等-----15

事例 No. 16 (国立高専) 実験実習に支援者を配置-----16

〔学校規模〕 500～999人

事例 No. 17 (国立高専) スケジュール管理指導等-----17

事例 No. 18 (国立高専) スケジュール管理指導、チューターの配置等-----18

〔学校規模〕 1～499人

事例 No. 19 (私立短大) 履修登録支援、連絡事項文書伝達、座席配慮等-----19

■高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例 No. 20 (私立大学) 修学スキル指導 (履修登録、教室移動、出席管理等) 等 -----20
事例 No. 22 (私立大学) 資料の事前配付、講義・実習の撮影許可等 -----23

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例 No. 23 (私立大学) 個別指導、内容理解の個別確認等 -----24
事例 No. 24 (私立大学) 配慮依頼配付、授業の進行手順に関する文書等 -----25
事例 No. 25 (国立大学) 個別指導、学習補助、提出期限延長、履修相談等 -----26
事例 No. 26 (国立大学) 支援者の授業同席、実験・演習配慮 -----27

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例 No. 27 (私立大学) 配慮依頼文書の配付 -----28
事例 No. 28 (私立大学) 履修登録支援、スケジュール管理指導 -----29
事例 No. 29 (私立大学) 出身校の指導計画書の引継ぎ -----30

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例 No. 30 (私立大学) パニック時の対応等 -----31
事例 No. 32 (国立高専) 実技・実習配慮、パニック時の対応等 -----33

進級、卒業、就職、学外実習等

■ ADHD

〔学校規模〕 10,000人以上

事例 No. 5 (私立大学) 留年対応 (ポイントテイク) -----5

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例 No. 6 (国立大学) 進路指導等 -----6
事例 No. 7 (国立大学) 進路指導等 -----7
事例 No. 8 (私立大学) 留年、卒業に関する支援 -----8
事例 No. 10 (国立大学) 編入学、転学に関する相談対応 -----10
事例 No. 11 (国立大学) 就労支援 -----11

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例 No. 12 (国立大学) 卒業支援 -----12

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例 No. 15 (私立大学) 就職活動支援、カウンセリング -----15

■ 高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例 No. 21 (国立大学) 就職支援 (ハローワーク等と連携) -----22
事例 No. 22 (私立大学) 共用試験 (OSCE, CBT) に関する配慮 -----23

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例 No. 25 (国立大学) 単位取得、卒業支援 -----26

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例 No. 31 (公立大学) 単位認定、卒業要件 -----	32
〔学校規模〕 1～499 人	
事例 No. 35 (私立短大) 転科支援 (資格取得適性の検討等) -----	36

学生相談、カウンセリング等

■ LD

〔学校規模〕 1,000～1,999 人

事例 No. 4 (私立大学) 定期面談 (半期に一度) -----	4
------------------------------------	---

■ ADHD

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 6 (国立大学) 定期面談 (生活改善、社会的スキル指導等) -----	6
事例 No. 7 (国立大学) 定期面談、メール・来室相談等 -----	7
事例 No. 8 (私立大学) カウンセリング (自己管理、生活指導等) -----	8
事例 No. 9 (国立大学) スケジュール管理指導等 -----	9
事例 No. 10 発 (国立大学) 編入学、転学、休退学手続き等 -----	10
事例 No. 11 (国立大学) 定期コンサルテーション、カウンセリング -----	11

〔学校規模〕 1,000～1,999 人

事例 No. 13 (国立高専) カウンセリング (月 1 回程度) -----	13
事例 No. 14 (私立大学) パニック時の対応 -----	14
事例 No. 15 (私立大学) カウンセリング (心理検査等) -----	15

〔学校規模〕 500～999 人

事例 No. 17 (国立高専) スケジュール管理指導、面談等 -----	17
事例 No. 18 (国立高専) スケジュール管理、生活指導、カウンセリング -----	18

〔学校規模〕 1～499 人

事例 No. 19 (私立短大) 定期面談、音読トレーニング等 -----	19
---------------------------------------	----

■ 高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 21 (国立大学) 特性理解のサポート、コミュニケーションの練習等 -----	22
--	----

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 23 (私立大学) 発達障害者同士の話し合いグループの紹介 -----	24
事例 No. 24 (私立大学) 学生相談室の定期利用 -----	25
事例 No. 25 (国立大学) 定期面談 (自己理解のサポート等) -----	26
事例 No. 26 (国立大学) 面談等 -----	27

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 27 (私立大学) 信頼関係の構築 -----	28
事例 No. 28 (私立大学) 生活指導等 -----	29
事例 No. 29 (私立大学) 心理カウンセリングセンターの利用等 -----	30

〔学校規模〕 1,000～1,999 人	
事例 No. 30(私立大学)面談、パニック時のサポート等-----	31
事例 No. 32(国立高専) カウンセリング等 -----	33
〔学校規模〕 500～999 人	
事例 No. 33(公立大学)カウンセリング等 -----	34
〔学校規模〕 1～499 人	
事例 No. 34(私立短大) カウンセリング等 -----	35

学外生活 (通学・入寮等)

■ LD

〔学校規模〕 1,000～1,999 人	
事例 No. 4(私立大学)入寮に関する個別指導 -----	4